米代川における水生生物保全環境基準に係る類型指定について

米代川における水生生物の保全に関する環境基準(以下「水生生物保全環境基準」という。) に係る類型指定について諮問するものです。

【諮問事項】

米代川における水生生物保全環境基準の類型を、A類型(イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域)に指定すること。

岩手県内の主な河川については平成21年度に指定済みですが、**県際水域にあっては、関係** 自治体と指定日を揃える等連携しながら、同時期に指定する必要があります。

米代川は岩手県と秋田県にまたがる河川であり、秋田県と同時期に類型を指定する必要がありますが、今年度、秋田県が当該河川の類型指定を行うため、岩手県でも事務を進めているものです。

1 水生生物保全環境基準の概要

水生生物保全環境基準とは、水生生物及びその生息又は生育環境の保護を目的として定められた基準です。

水生生物の生息環境等に応じて河川等の類型が6つ定められており、それぞれに基準値が 設定されています。当該基準を河川等に設定するためには、定められた類型のいずれかを指定 する必要があります。

2 岩手県内における水生生物保全環境基準に係る類型あてはめ状況(河川)

指定済み水域数	未指定水域				
71水域	今回実施:米代川(八幡平市から秋田県)				
/ 1 / 八 / 以	今後実施:大川(一関市から宮城県)				

3 今後のスケジュール

		H29					H30	
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
岩手県 の対応	関係機関との協議 (岩手県側資料)			←	\rightarrow			
	岩手県環境審議会 (水質部会)に諮問				•11/6諮問	引、答申		
	類型指定に係る 告示改正手続き					(
	関係機関との協議 (秋田県側資料)			\longleftrightarrow				
秋田県 の対応	秋田県環境 審議会に諮問			•10	/23諮問、答	申		
	類型指定に係る 告示改正手続き					<		

参考1 水生生物保全環境基準に係る類型

水域類型	水生生物の生息状況への適応性
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息す
	る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔
	の生育場として特に保全が必要な水域
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔
	の生育場として特に保全が必要な水域
(海域)生物A	水生生物の生息する水域
(海域)生物特A	(海域)生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は
	幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

参考2 水質環境基準の概要

